

## 「合理的配慮」について

### 1 委員会において出された意見

合理的配慮という用語について、「合理的な変更又は調整」に変更できるかを検討すべきである。

(理由)

「配慮」という言葉で表現されることにより、「上から目線」(恩恵として施すもの)というイメージで受け止められる可能性があり、そうしたイメージを払しょくする必要がある。

### 2 「合理的配慮」の導入の経緯

#### (1) 障害者権利条約の用語の翻訳

障害者権利条約を批准するに当たり、外務省公定訳において、同条約第二条の「Reasonable accommodation」の訳語として、「合理的配慮」が採用された。

※「Reasonable accommodation」は、定義で「necessary and appropriate modification and adjustments (必要かつ適当な変更及び調整)」と言い換えられており、「accommodation」の訳語として「変更」や「調整」は採用しにくかったと考えられる。

#### (2) 障害者権利条約の内容の実施に向けた国内法の整備

障害者権利条約の内容を国内で実施するために、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定等が行われた。その際、同条約の「合理的配慮」は、国内法に次のような文言で導入された。

障害者基本法	障害者差別解消法
<p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、<u>その実施について必要かつ合理的な配慮</u>がされなければならない。</p>	<p>(行政機関等・事業者)は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、<u>社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮</u>をしなければならない(をするように努めなければならない)。</p>

### 3 条例案における「合理的配慮」への対応

条例案において、「合理的配慮」の考え方を規定するに当たっては、次の対応が考えられる。

対応	利点	課題
<p>①<u>法律の用語とそろえ、「配慮」の意味は逐条解説等で明らかにする。</u> ※素案</p>	<p>①<u>法律と条例の用語を統一することにより、両者の一体的な運用を円滑に行える。</u> ②<u>国での見直しの動向にも対応しやすい。</u></p>	<p>○「配慮」が恩恵として施す意味のものでないことは、<u>別途啓発等で明らかにしていく必要がある。</u></p>
<p>②<u>法律の用語とそろえつつ、「合理的配慮」の定義を設ける。</u></p>	<p>①<u>法律と条例の用語を統一することにより、両者の一体的な運用を円滑に行える。</u> ②「配慮」が恩恵として施す意味のものではないことを<u>条文上明らかにすることができる。</u></p>	<p>①<u>条約において既に定義されているため、条例で重ねて定義をする必要性が乏しい。</u> ②用語自体は変更しないため、<u>定義を参照しないと、その趣旨が伝わりにくい。</u></p>
<p>③<u>「合理的変更又は調整」を使用する。</u></p>	<p>○「配慮」以外の言葉を使った用語にすることにより、「合理的配慮」に対するイメージ（恩恵として施すものといった誤解）を<u>払しょくすることができる。</u></p>	<p>①<u>法律と条例の用語の不統一により混乱が生じるおそれがある。</u> ②用語について定義が必要になるほか、<u>法律の用語との関係を明らかにする必要がある。</u> ③<u>条約の定義の中身（必要かつ適当な変更及び調整）と条例で使う用語との間に表現の重複が生じてしまう。</u></p>

【参照条文】

○障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）

第二条 定義

この条約の適用上、

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

（条約原文）

Article 2 Definitions

For the purposes of the present Convention:

“Reasonable accommodation” means necessary and appropriate modification and adjustments not imposing a disproportionate or undue burden, where needed in a particular case, to ensure to persons with disabilities the enjoyment or exercise on an equal basis with others of all human rights and fundamental freedoms;

○障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

（差別の禁止）

第四条 （略）

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 （略）

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 （略）

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 （略）

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。